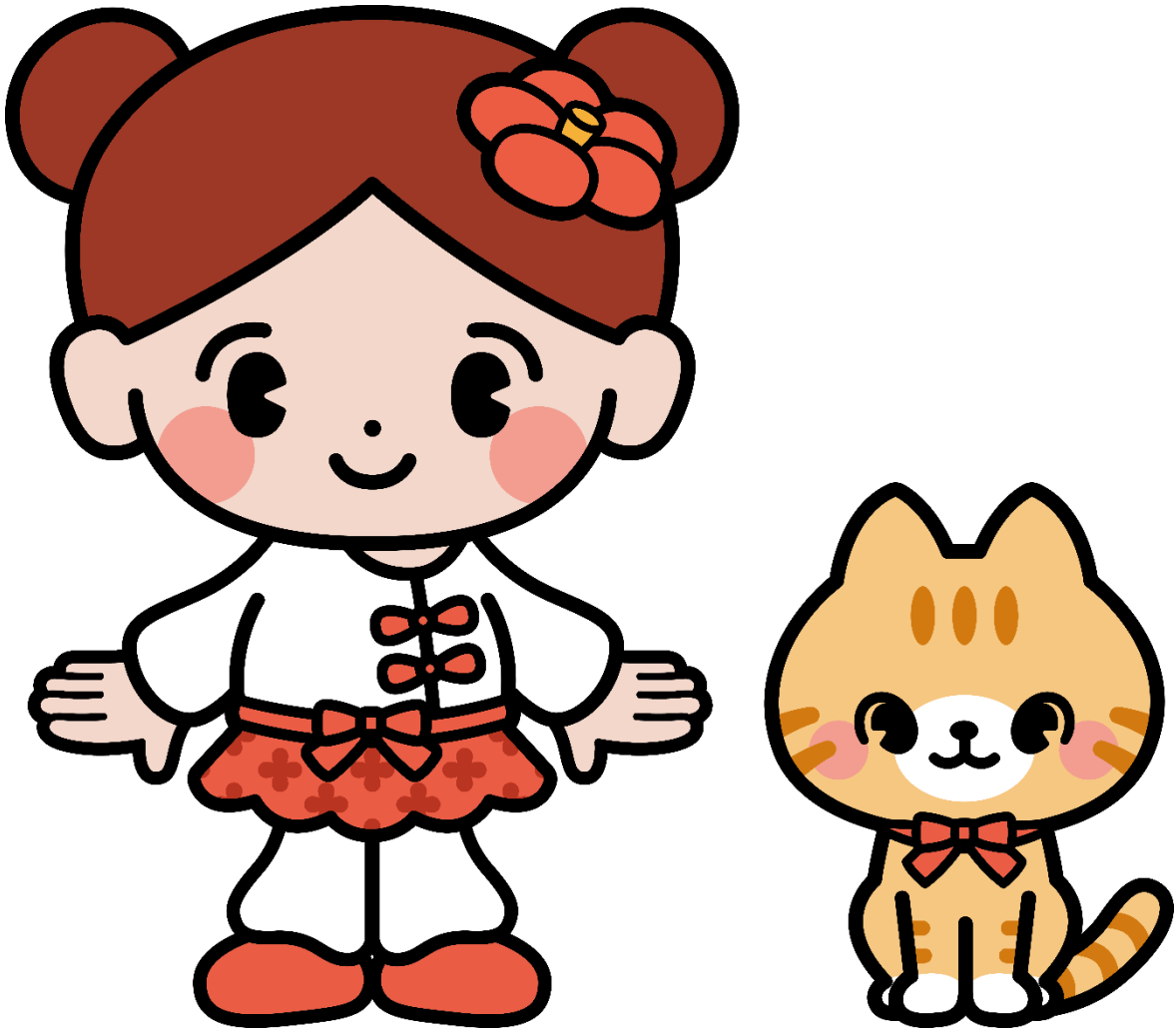


---

筑紫野市役所

環境にやさしい行動計画パートVI  
—筑紫野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)—

---



令和8年4月

筑紫野市

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1節 計画の背景と目的	1
2節 計画の期間	1
(1)計画の期間	1
(2)計画の基準年度	1
3節 近年の主な社会の動き・出来事(環境関連)	2

## 第2章 計画の対象範囲

1節 対象とする施設	3
2節 対象とする公用車	3
3節 対象とする温室効果ガス	4
(1)対象とする温室効果ガス	4
(2)温室効果ガスの種類と特性	4

## 第3章 事務及び事業活動に係る環境負荷の現状

1節 エネルギー及び資源等の使用実績(令和6年度)	5
(1)電気・燃料の使用量	5
(2)公用車の燃料使用量	5
(3)水の使用量	5
(4)公用車の保有台数・環境に配慮した車の割合・走行距離	6
(5)紙の購入量	6
2節 CO <sub>2</sub> の排出状況	7
(1)CO <sub>2</sub> 総排出量	7
(2)CO <sub>2</sub> の排出内訳	7
3節 環境にやさしい行動計画パートVにおける目標達成状況	8

## 第4章 計画の目標

1節 CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標	9
2節 CO <sub>2</sub> 排出量の算定方法	10
3節 エネルギー使用量及び環境負荷に関する目標	10

## 第5章 具体的な取り組み

1節 エネルギー使用量及び環境負荷に関する取り組み	11
(1)電気使用量	11
(2)燃料使用量	11

(3)公用車の燃料使用量 .....	11
(4)水の使用量 .....	12
(5)公用車の購入 .....	12
(6)用紙類の購入 .....	12
2節 職員に対する研修及び情報提供の推進 .....	13
3節 市民、事業所に向けての取り組み .....	13

## 第6章 計画の推進体制

1節 推進体制 .....	14
2節 進行管理 .....	15
3節 計画の取り組み状況の点検・把握 .....	15
4節 計画の進捗状況の公表 .....	15

## 第1章 基本的事項

### 1節 計画の背景と目的

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス(二酸化炭素等)の大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。その主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量増加であるとされています。

現在、日本においては地球温暖化対策計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための対策・施策に取り組んでおり、地球温暖化対策を推進しています。

本市においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「筑紫野市環境基本条例」に基づき策定した「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅤ」(令和3年策定)を見直し、脱炭素社会をつくるため、環境への負荷を低減し、地球温暖化対策を率先して実行する行動指針として本計画を定めます。

### 2節 計画の期間

#### (1)計画の期間

計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、毎年、計画の進捗状況や技術の開発状況等を点検して、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### (2)計画の基準年度

本計画の基準年度は、令和6年度とします。

### 3節 近年の主な社会の動き・出来事(環境関連)

令和3年度	<p><b>災</b> 令和3年8月の大雨の発生</p> <p><b>福</b> 「福岡県環境総合ビジョン(第五次福岡県環境総合基本計画)」の策定</p> <p><b>福</b> 「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の策定</p> <p><b>福</b> 「福岡県地球温暖対策実行計画」の策定</p> <p><b>福</b> 「福岡県食品ロス削減推進計画」の策定</p>
令和4年度	<p><b>日</b> 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行</p> <p><b>福</b> 「福岡県第10期分別収集促進計画」の策定</p> <p><b>筑</b> 「筑紫野市一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水)」の策定</p>
令和5年度	<p><b>日</b> 「気候変動適応計画」の一部変更</p> <p><b>国</b> G7広島サミットの開催、G7広島首脳コミュニケにて「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明記</p> <p><b>国</b> 「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)」の開催</p> <p><b>災</b> 能登半島地震の発生(令和6年1月)</p> <p><b>国</b> 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第60回総会の開催</p>
令和6年度	<p><b>日</b> 「気候変動適応法」の改正</p> <p><b>筑</b> 「第七次筑紫野市総合計画」の策定</p> <p><b>筑</b> 「筑紫野市災害廃棄物処理計画」の策定</p> <p><b>日</b> 「第六次環境基本計画」の策定</p> <p><b>日</b> 「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定</p> <p><b>筑</b> 「筑紫野市第三次筑紫野市環境基本計画【見直し版】」の策定</p> <p><b>日</b> 「地球温暖化対策計画」の策定(令和7年2月)</p>
令和7年度	<p><b>日</b> 大阪府大阪市夢洲地区で2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催</p> <p><b>筑</b> 「筑紫野市ゼロカーボンシティ宣言」「筑紫野市ワンヘルス推進宣言」</p>

**国**国際的な動き **日**日本の動き **福**福岡県の動き **筑**筑紫野市の動き **災**大規模災害(日本)

## 第2章 計画の対象範囲

### 1節 対象とする施設

計画の対象とする施設は、市が行う事務及び事業のために使用する施設など下表のとおりです。

分類	施設名称
行政系施設	筑紫野市役所庁舎及び付属棟
市民文化系施設	各コミュニティセンター、各隣保館等、勤労青少年ホーム、筑紫野市文化会館
社会教育系施設	生涯学習センター及び周辺施設、市民図書館、歴史博物館及び史跡等
スポーツ・レクリエーション系施設	農業者トレーニングセンター、各運動広場(グラウンド、スポーツ公園を含む)、竜岩自然の家
学校教育系施設	各市立小・中学校、学校給食共同調理場
子育て支援施設	各市立保育所、市立幼稚園、子育て関連施設、各小学校学童保育所
保健・福祉施設	筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」
供給処理施設	各浄水場及びその他上下水道関連施設、廃棄物関連施設、各農業用井堰
その他	駐車場及び駐輪場等、倉庫等、各施設照明等、その他施設・設備等

※指定管理者制度導入施設や無人施設等もパートⅢ以降、対象に含めています。

### 2節 対象とする公用車

計画の対象とする公用車は、市が保有する自動車の対象となります。コミュニティバスや消防団および貸借台数は含みません。また、環境に配慮した車とは、二酸化炭素の排出削減やエネルギー消費量を低減するエコカーや次世代自動車の総称です。

### 3節 対象とする温室効果ガス

#### (1)対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)がありますが、本市の事務及び事業において排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素であることから、本計画では、温室効果寄与度の高い二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみを対象とします。

#### (2)温室効果ガスの種類と特性

温室効果ガスの特性は、下表のようになっています。

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	石油、天然ガス等の化石燃料の燃焼に伴う排出、廃棄物の焼却等
メタン(CH <sub>4</sub> )	化石燃料の不完全燃焼、下水処理、自動車の排気ガス等
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	化石燃料の燃焼や化学反応、窒素肥料、麻酔ガスの使用、自動車の排気ガス等
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアコン、冷蔵庫等の冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤等(いわゆる代替フロン)13種類
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体のエッチングガス、半導体等の製品の洗浄等(いわゆる代替フロン)7種類
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	電力用ガス絶縁開閉装置の絶縁ガス等
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニング等

### 第3章 事務及び事業活動に係る環境負荷の現状

#### 1節 エネルギー及び資源等の使用実績(令和6年度実績)

令和6年度の筑紫野市におけるエネルギー及び資源等の使用状況は、以下のとおりです。

##### (1)電気・燃料の使用量

項目		令和6年度実績値
電気		9,163,482kWh
燃料	灯油	2,649ℓ
	ガソリン	155ℓ
	軽油	494ℓ
	液化石油ガス(LPG)	13,205kg
	都市ガス	882,504m <sup>3</sup>

##### (2)公用車の燃料使用量

項目		令和6年度実績値
公用車の燃料	ガソリン	36,121ℓ
	軽油	25,923ℓ
合計		62,044ℓ

##### (3)水の使用量

項目	令和6年度実績値
上水道 <sup>3</sup>	118,280m <sup>3</sup>

(4)公用車の保有台数・環境に配慮した車の割合・走行距離

令和6年度実績値				
保有台数		合計	環境に配慮した車の割合	走行距離
環境に配慮した車	87台	104台	83.6%	563,203km
それ以外の車	17台			

(5)紙の購入量

令和6年度実績値			
購入量		合計	環境配慮型製品使用率
環境配慮型製品	90.8t	92.2t	98.4%
非配慮型製品	1.4t		

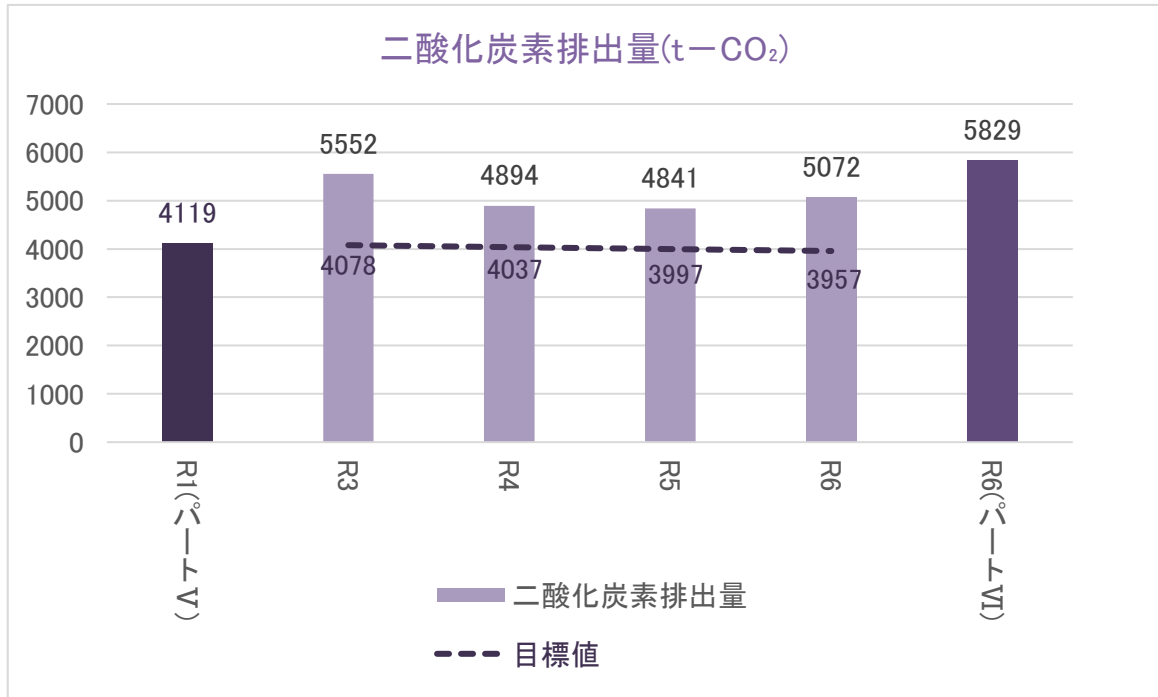
※環境配慮型製品については、グリーン購入法に適合した商品としています。

※一括購入分と幼稚園、小中学校の独自購入分を集計しています。

## 2節 CO<sub>2</sub>の排出状況

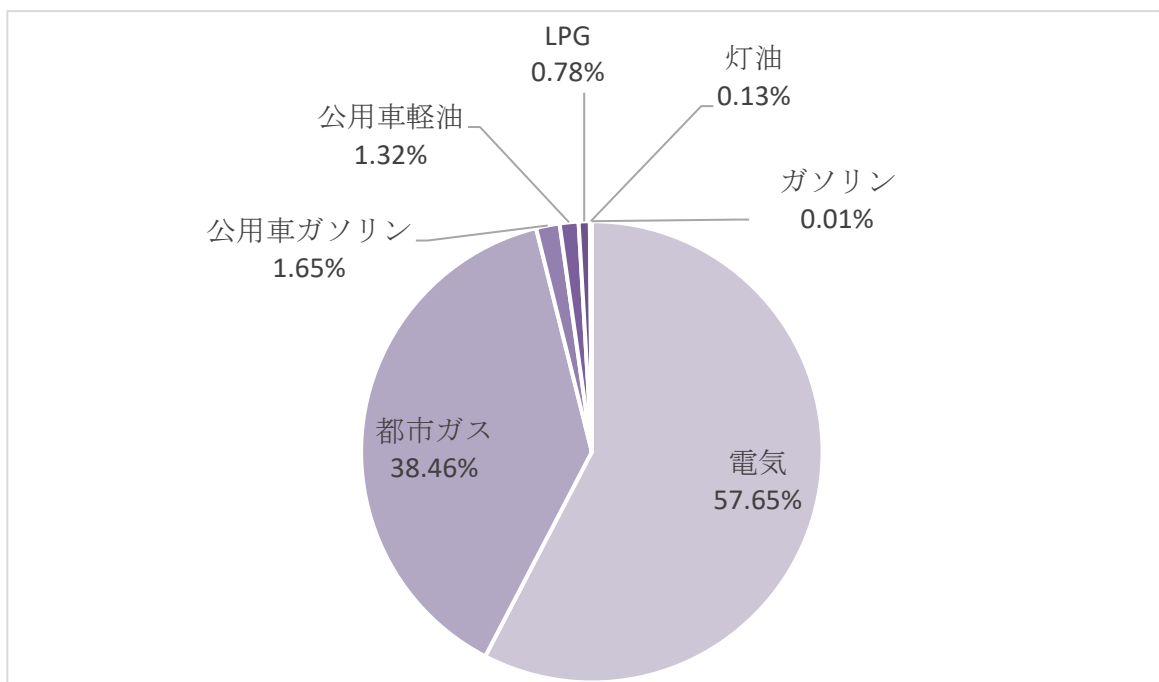
### (1) CO<sub>2</sub>総排出量

CO<sub>2</sub>の総排出量は、環境にやさしい行動計画パートV基準値により算出しています。ただし、令和6年度のCO<sub>2</sub>の総排出量については、令和元年度基準値(パートV)及び令和6年度基準値(パートVI)により、それぞれ算出しているためCO<sub>2</sub>の総排出量が異なります。



### (2) CO<sub>2</sub>の排出内訳

令和6年度のエネルギー別のCO<sub>2</sub>の排出状況を見ると、電気の使用による排出が57.65%と最も多くなっています。燃料使用は、主に空調等の燃料使用(都市ガス)が38.46%、公用車ガソリンが1.65%となっています。



### 3節 環境にやさしい行動計画パートVにおける目標達成状況

環境にやさしい行動計画パートVにおける目標達成状況をみると、公用車の燃料使用量や水使用量については目標を達成しましたが、それ以外の項目については、未達成でした。

環境にやさしい行動計画パートVIにおいては、この数値を参考に目標値の設定を行っています。

#### 環境にやさしい行動計画パートV目標達成状況

目標項目	単位	基準値	実績値					対基準年増減率	目標
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub>	4,119	5,552	4,894	4,841	5,072	23.1%	基準年度比 4.9%減	
対前年度比率		—	—	-11.9%	-1.1%	4.7%			
電気使用量	千kWh	8,436	8,840	9,011	9,126	9,163	8.6%	基準年度比 6%減	
対前年度比率		—	—	1.9%	1.3%	0.4%			
燃料使用量	千m <sup>3</sup>	634	839	835	792	889	40.2%	基準年度比 2%減	
対前年度比率		—	—	-0.6%	-5.0%	12.2%			
公用車の燃料使用量	ℓ	66,276	61,451	62,956	63,789	62,044	-6.4%	基準年度比 5%減	
対前年度比率		—	—	2.5%	1.3%	-2.7%			
水の使用量	千m <sup>3</sup>	128	107	114	116	118	-7.8%	基準年度比 4%減	
対前年度比率		—	—	6.5%	1.8%	1.7%			
環境に配慮した車の割合	%	77.1	77.9	78.8	81.6	83.6	—	85%以上	
対前年度比率		—	—	1.2%	3.4%	1.2%			
紙の購入量	t	90	95	92	90	92	2.2%	基準年度比 5%減	
対前年度比率		—	—	-3.2%	-2.2%	2.2%			

## 第4章 計画の目標

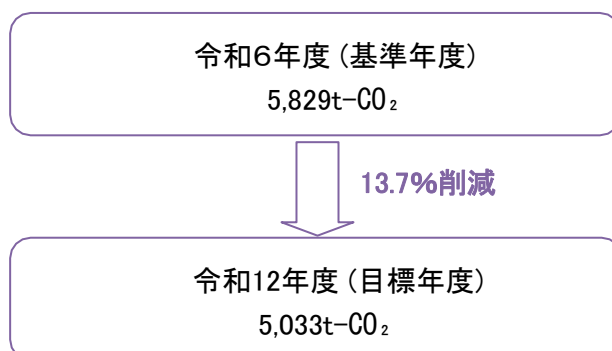
本計画では、具体的な取り組みの中で数値目標設定可能な項目について、令和6年度を基準年度として令和12年度における目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行うこととします。

目標達成に向けては、取り組みの実行性を高めるため、各項目に進行管理の責任部署を定めることにします。なお、これらの数値目標及び具体的取組は、定期的に進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じ見直しを行います。

### 1節 CO<sub>2</sub>排出量の削減目標

「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル詳細版」において示されている1年あたりの削減率2.9%(按分による年間削減率)を元に削減目標を算出する方法を用いるものとします。これにより、市の事務及び事業に伴うCO<sub>2</sub>の総排出量については、令和6年度を基準年度とし毎年、**前年比2.9%ずつ削減**することを目標とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や本市における環境や社会構造などに大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

	基準年度	計画期間中の各年度の目標値				
年度	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
t-CO <sub>2</sub>	5,829	5,660	5,496	5,337	5,183	5,033



○一般家庭の二酸化炭素排出量(年) **3,811kg-CO<sub>2</sub>** (2022年度)

○一人当たりの二酸化炭素排出量(年) **1,838kg** (2022年度)

資料:全国地球温暖化防止活動推進センター

○1kg-CO<sub>2</sub> はどのくらい?

1ℓペットボトル約500本分

○CO<sub>2</sub>の1年の削減量は

・冷蔵庫の設定温度を「強」から「弱」にする:**23kg**

・照明器具の点灯時間を短くする(54Wの白熱灯1灯を1日1時間):**10kg**

・エアコンのフィルターを月に1回か2回清掃する:**17kg**

・冷房の利用時間を1時間減らす:**10kg**

・暖房の利用時間を1時間減らす:**22kg**

## 2節 CO<sub>2</sub>排出量の算定方法

本計画の対象とするCO<sub>2</sub>排出量の算定は次に示すとおりです。

算定方法

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{活動量(電気・ガス・ガソリンなどの使用量)} \\ \times \text{排出係数(単位使用量あたり発生するCO}_2\text{排出量)}$$

なお、パートVIの期間中における排出係数は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の排出係数一覧に基づき最新の係数を用いて削減の評価をします。

項目	排出係数	
	係数(参考)	単位
ガソリン(揮発油)	2.29	kg-CO <sub>2</sub> /L
灯油	2.50	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	2.62	kg-CO <sub>2</sub> /L
液化石油ガス(LPG)	2.99	kg-CO <sub>2</sub> /kg
都市ガス	2.05	kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>
電気	0.417	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

※ガソリン、灯油、軽油、液化石油ガスは計画策定時に示されている最新の係数。

※都市ガス、電気は排出量算定年度に合わせて示されている最新の係数(調整後排出係数)。

## 3節 エネルギー使用量及び環境負荷に関する目標

項目	数値目標	内容	進行管理責任部署
1)電気使用量の削減	6%	電気使用量を基準年度比で6%削減する。	各課、各施設
2)燃料使用量の削減	2%	燃料使用量を基準年度比で2%削減する。	管財課、各施設
3)公用車の燃料使用量の削減	5%	公用車の燃料使用量を基準年度比で5%削減する。	管財課 公用車保有の各課、施設
4)水の使用量の削減	4%	上水道使用量を基準年度比で4%削減する。	各課、各施設
5)環境に配慮した車の導入	85%以上	環境に配慮した車の割合を85%以上とする。	管財課 公用車保有各課、施設
6)購入量(=使用量)の削減	5%	コピー・印刷用紙の購入量を基準年度比で5%削減する。	総務課 教育政策課

## 第5章 具体的な取り組み

### 1節 エネルギー使用量及び環境負荷に関する取り組み

#### (1)電気使用量

#### (2)燃料使用量

省エネ・節電に努める	
<b>不要な照明の消灯</b>	
	・勤務時間外などは、必要な箇所のみ点灯する。
	・人感センサーを導入し、未使用時には自動的に消灯するなど切電に努める。
	・自然光により採光可能な箇所の照明はこまめに消す。
<b>空調設備の適正利用</b>	
	・エコスタイルを実践し、衣服の着脱やひざ掛けの使用など各自で適切に調整する。
	・会議時間は1時間を目安に終わるよう、効率的な会議運営に努めて時間短縮を図る。
	・冷暖房時はブラインド、緑のカーテン、よしず、扇風機やサーキュレーターなどを利用することで空調効果を高める。
<b>オフィス機器等の省エネ</b>	
	・離席時にはパソコンのシステムスタンバイ機能を積極的に活用し、消費電力の軽減を図る。
	・オフィス機器、コピー機等電気機器類の節電機能を活用するなど省電力化を図る。
<b>その他</b>	
	・電気ポット等は必要時のみ使用するなど電力消費の縮減に努める。
	・効率的なガスコンロ、給湯器の使用に努める。
	・退庁時は電源タップを活用し、スイッチを切るなど待機消費電力を少なくする。

#### (3)公用車の燃料使用量

環境にやさしい運転の推進	
<b>エコドライブに取り組む</b>	
	・発進時は、最初の5秒で時速20kmを目安とする「eスタート」を実践し、安全運転と燃費向上を両立したエコドライブに努める。
	・走行中はゆとりのある車間距離を保ち、無駄な加速・減速を抑えた一定の速度での走行に努める。
	・環境負荷の低減を図るため、暖機運転を控え、速やかに出発する。
	・遠方への運転は、渋滞が発生する時間帯や経路を避けるため、事前にルートの確認を行うなど余裕を持った出発を行い、燃費の悪化や排出ガス増加の抑制に努める。
<b>公共交通機関などの利用</b>	
	・近距離での業務は、徒歩や公用自転車で移動する。
	・バスや電車などの公共交通機関を利用する。

#### (4)水の使用量

##### 省資源に努める。

###### 節水に努める

- ・トイレは必要以上に量を流さない。
- ・公用車の洗車などでは水を流しっぱなしにしない。
- ・施設の改修や備品の更新に合わせ、節水型トイレなどの節水型機器を検討する。
- ・水の再利用を図る。(打ち水等に利用するなど)

#### (5)公用車の購入

##### 省エネルギーの推進

- ・公用車の購入・更新の際は、環境に配慮した公用車(電動車など)の導入に努める。

#### (6)用紙類の購入

##### 省資源化の推進

###### ペーパーレスに努める

- ・会議資料は電子化し、紙媒体の資料は必要最小限とする。
- ・市民への周知はSNSなどを活用し、紙による媒体を極力減らす。
- ・両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- ・プリントアウトの際に設定の内容を確認する。
- ・職員用ポータルサイトの電子メール、掲示板を使うことにより、ペーパーレス化を図る

###### 用紙類の再利用に努める

- ・片面コピー紙は、簡易な回覧やメモ用紙等に再利用する。
- ・使用済封筒を資料袋や使送文書用封筒等に再利用する。

#### ★施設・設備の整備

##### 再生可能エネルギーの活用

###### 再エネの導入推進

- ・再エネ電力の導入に努める。
- ・公共施設の太陽光発電の設置を推進する。
- ・空調設備の改修、照明設備のLED化を推進する。
- ・新築や大規模改修の際には、ZEB化を含めた省エネルギー性能の高い施設の導入を推進する。

## 2節 職員に対する研修及び情報提供の推進

### 【具体的な取り組み】

- ① 環境に関する職員研修を実施する。
- ② パンフレットや職員用ポータルサイトを利用し、職員に対して環境に関する情報を提供するなど啓発に努める。

## 3節 市民、事業所に向けての取り組み

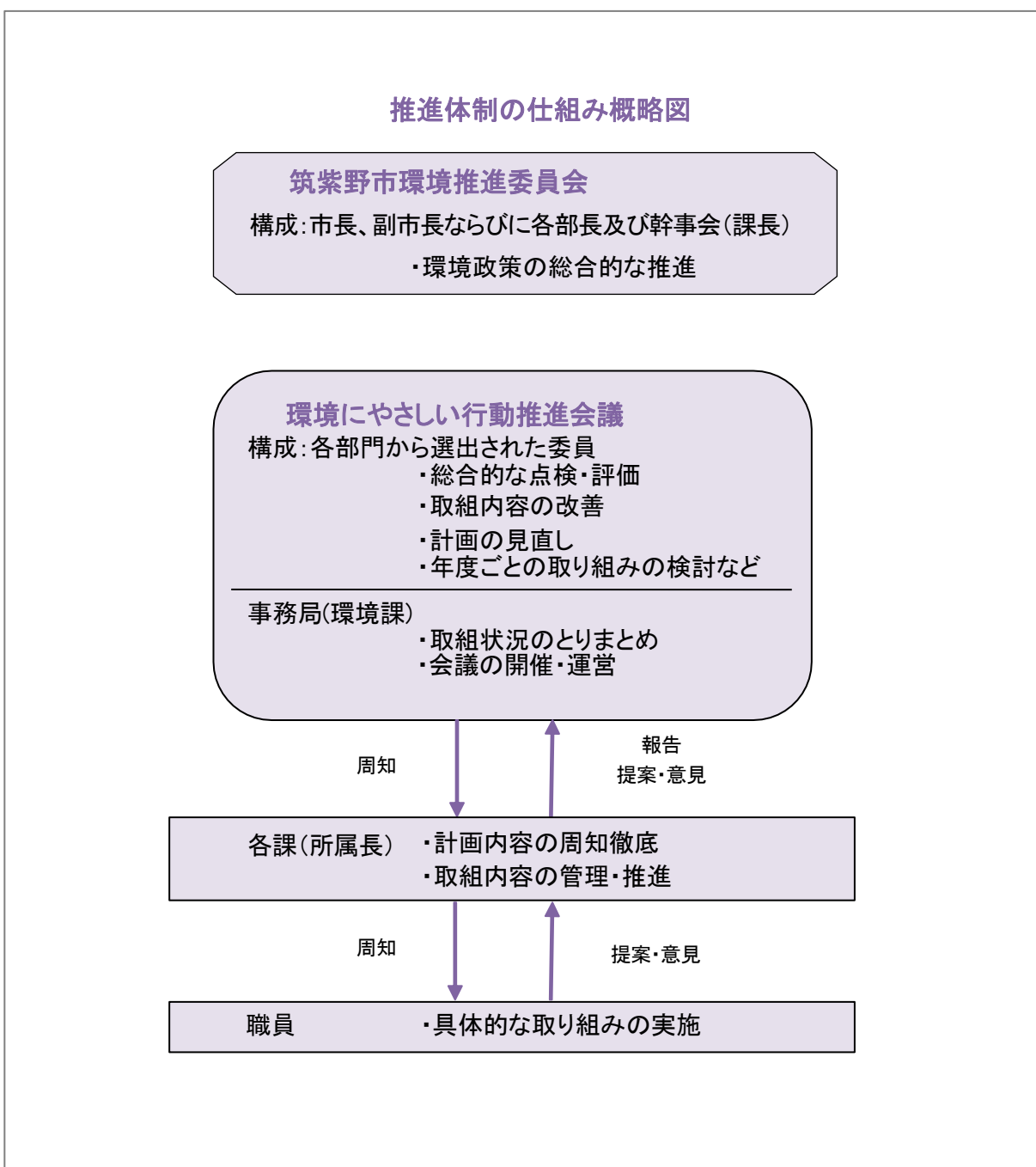
### 【具体的な取り組み】

- ① 環境意識や知識の向上を図るための啓発活動（講座、イベント）を積極的に提供する。
- ② 広報紙やホームページ、SNSなどを活用し発信する。
- ③ 「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートVI」の実施状況を市民に公表する。
- ④ 公共施設への来庁に伴う移動により発生するCO<sub>2</sub>排出量の削減のため、オンライン手続きの拡大などを推進する。
- ⑤ コミュニティバスの運行などにより、公共交通への転換支援に努める。

## 第6章 計画の推進体制

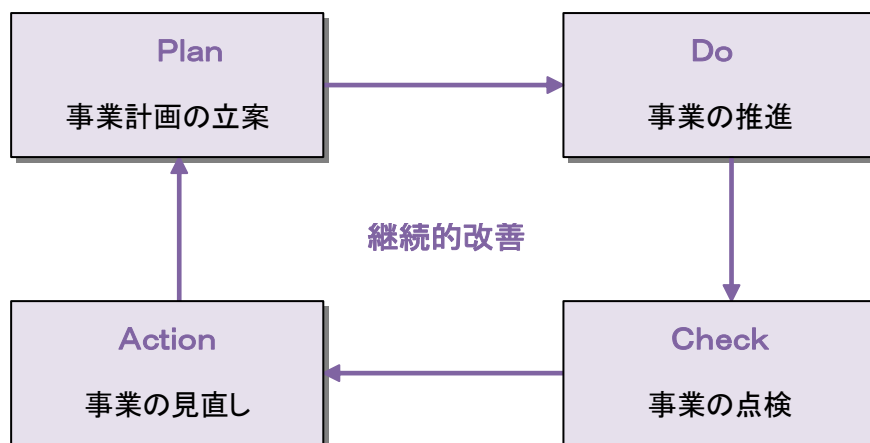
### 1節 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取組みを推進していくことが必要です。そこで、本計画の推進体制として、筑紫野市環境推進委員会や環境にやさしい行動推進会議を中心に取組内容の点検・評価や計画の見直しが行われ、各課等の長が取組内容を周知し、管理及び推進し、全職員が実施するものとします。



## 2節 進行管理

本計画の効果的・効率的な推進を図るために、PDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の継続的な改善を目指します。Planでは具体的な事業計画の立案等を行い、Doでは各種事業を推進します。Checkでは各種事業の点検や年次報告書の作成を行い、Actionでは事業等の改善や見直しを行います。



## 3節 計画の取り組み状況の点検・把握

年1回、各課等の長が計画の取組状況を点検・把握し、その結果を、事務局(環境課)へ報告します。  
(※施設管理課で把握できないものについては、各施設が報告する。)

## 4節 計画の進捗状況の公表

事務局(環境課)が計画の進捗状況をとりまとめ、年1回、環境基本計画の年次報告をホームページに掲載して、広く公表するものとします

筑紫野市役所  
環境にやさしい行動計画パートVI  
—筑紫野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)—

